

第7節 目標医師数を達成するために必要な施策

<北海道全体の医師数を維持・確保するための主な施策>

- 「キャリア形成卒前支援プラン」を策定し、地域枠学生等が在学中において、地域医療に従事する意識の向上を図る。
- 本道への移住促進や道内専門研修病院等のPR活動、市町村の取組等の情報発信など、道外からの医師招へいを進める。

<第二次医療圏の医師偏在是正に向けた主な施策>

- 医師確保が困難な自治体病院等に対し、各医育大学の地域医療支援センターからの医師派遣を行う。
- 地域の医療機関への自治医科大学卒業医師、地域枠医師の配置を行う。また、地域枠制度について、地域から派遣希望の多い診療科が選択されるよう取り組む。
- 公益財団法人が行う地域の医療機関への常勤医師の紹介や休暇取得時等の代替短期診療医師の紹介の取組を促進する。

第8節 産科における対策

<主な施策>

- 医育大学等と連携して地域の医療機関における産科医師の効果的な配置等について検討、協議。
- 周産期母子医療センターを中心とした地域における体系的な周産期医療連携体制を整備。
- 医療機関が支給する分娩手当への支援のほか、医師以外の職種とのタスクシフト・タスクシェア等産科医師の勤務環境改善を支援。
- 産科医師の養成・確保を図るため、医育大学の医師養成に係る取組を支援。

第9節 小児科における対策

<主な施策>

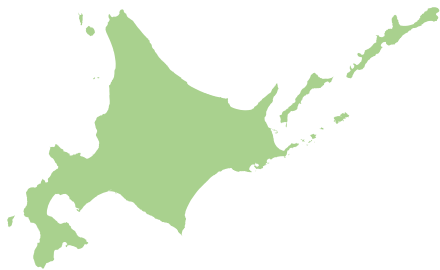
- 医育大学等と連携して地域の中核的な医療機関における小児科医師の効果的な配置等について検討、協議。
- 小児地域医療センターを中心とした地域における体系的な小児医療連携体制を整備。
- 医療機関が支給する新生児医療担当医手当への支援のほか、医師以外の職種とのタスクシフト・タスクシェア等小児科医師の勤務環境改善を支援。
- 小児科医師の養成・確保を図るため、医育大学の医師養成に係る取組を支援。



その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

第7章

医療従事者（医師を除く）の確保



第7章第2節 歯科医師及び歯科衛生士等

関連計画：「北海道歯科保健医療推進計画」

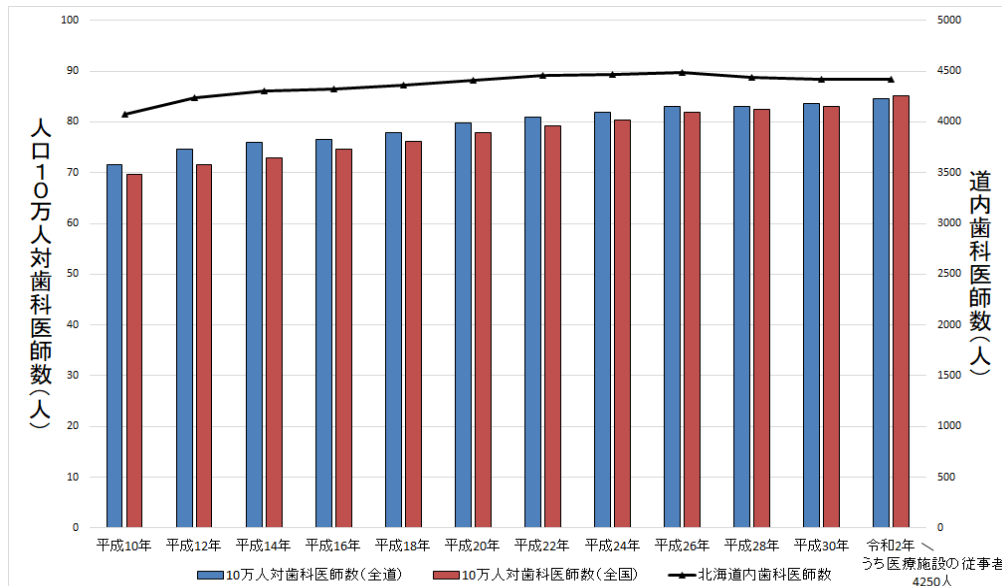
<現状・課題>

- 道内の歯科医師、歯科衛生士は地域偏在が認められ、特に歯科医師の人口10万対数は全国平均を下回っている状況。むし歯・歯周病予防や高齢者、障がい者等の歯科保健医療に対応する人材の確保と限られた人材の有効活用が求められている。
- むし歯・歯周病の予防や地域の要介護高齢者、障がい者等の歯科医療及び保健指導に対応できる歯科衛生士が必要となっているほか、地域偏在の解消が重要。
- 歯科技工技術の高度化やデジタル化などに対応できる歯科技工士の確保が必要となっている。

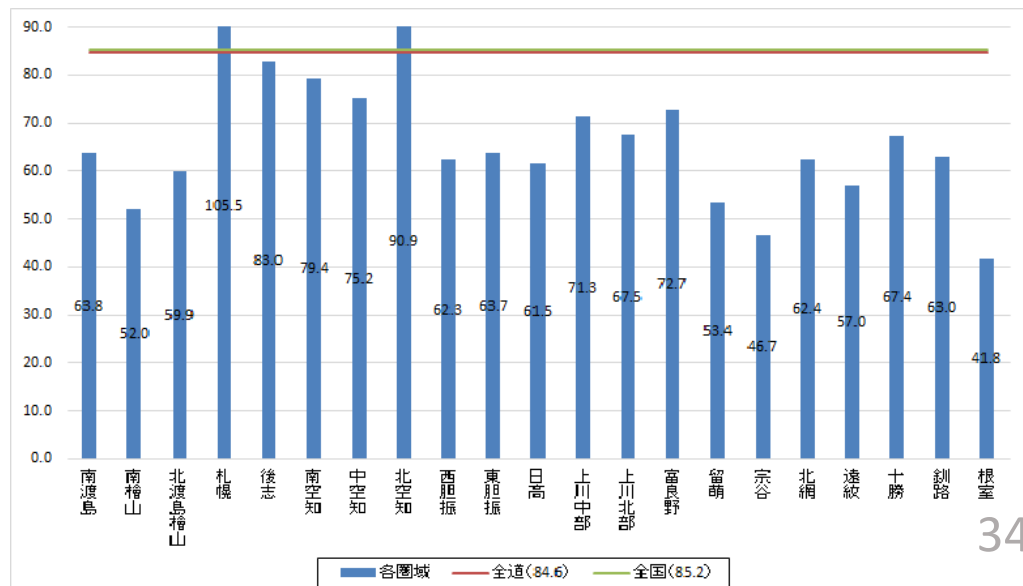
<主な施策>

- 地域の歯科保健医療提供体制の状況や、歯科医療従事者の配置状況の把握を行った上で、地域の実情を踏まえた取組を推進。
- 歯科医師の確保が特に困難な離島やへき地等における歯科医療従事者の確保に努める。
- 医科歯科連携の重要性の高まりやかかりつけ歯科医の役割拡大に対応できる歯科医師を確保するため、歯科医師会等と連携した取組を推進。
- 歯科衛生士会などの関係団体と連携し、就業継続等の促進を図りながら、歯科衛生士の資質向上の取組を推進。
- 歯科技工技術の高度化やデジタル化などに対応できる歯科技工士を確保するため、資質向上の取組を推進。

【歯科医師数の推移】



【人口10万対歯科医師数（二次医療圏別）】



第7章第3節 薬剤師

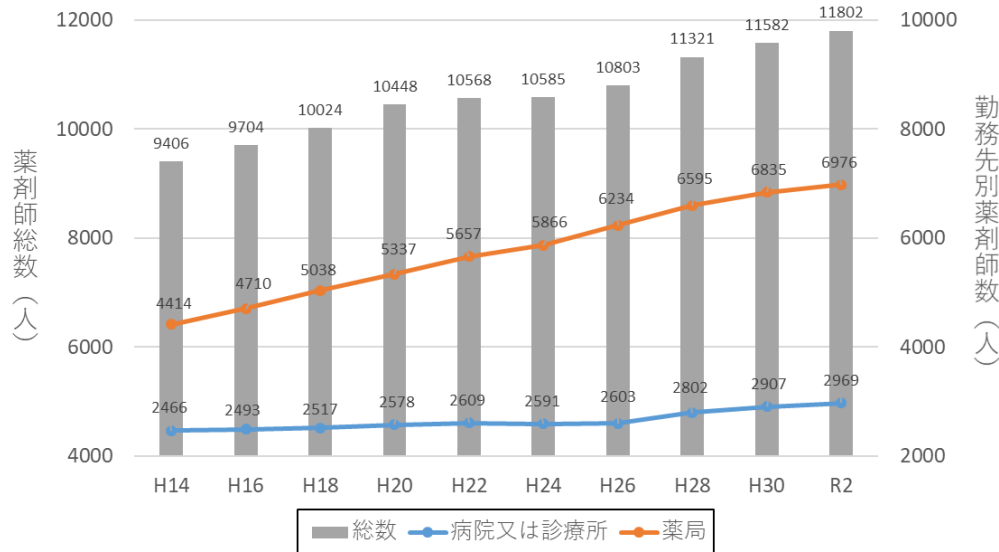
<現状・課題>

- 道の薬剤師数は、地域偏在と、薬局薬剤師が多く病院薬剤師が少ない業態偏在の2つの偏在が生じている。
- 地域の自治体病院等の薬剤師不足が深刻化しており、地域医療を確保するため、「道全体の薬剤師数の確保」、「勤務先別において特に不足している病院薬剤師の確保」、「薬剤師不足が顕著な地域への対応」、「薬剤師の資質の向上」に向けた取組を効果的に進めていくことが必要。

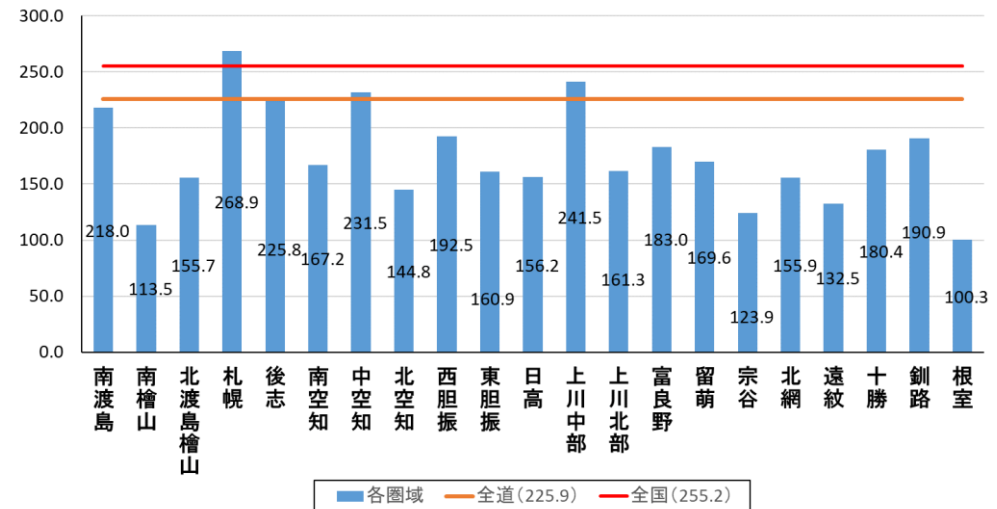
<主な施策>

- 北海道薬剤師会や北海道病院薬剤師会、薬学教育関係者、北海道医師会等の関係団体などと連携し、道内薬剤師の確保施策や業態・地域偏在の解消策を協議・検討していく。
- 中期・短期的な薬剤師確保策と長期的な薬剤師確保策の実施計画を検討・実行していくことで、現在の薬剤師不足の解消と将来的な薬剤師定着を図る。
- 薬剤師の不足している市町村や施設を把握・分析するため、定期的に調査を行う。
- 医療ニーズに応じて高度化・多様化する薬剤師業務に的確に対応できるよう、薬剤師の資質の向上に向けた取組を行う。

【薬剤師勤務先別推移】



【人口10万対薬剤師数（第二次医療圏別）】 令和2年12月末現在（単位：人）



第7章第4節 看護職員

<現状・課題>

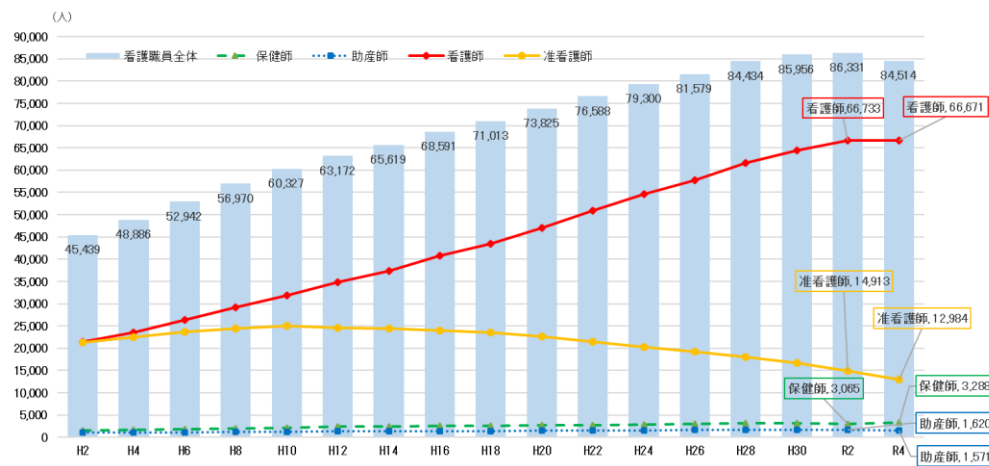
道内の看護職員の就業者数は、令和2年までは増加傾向でしたが、令和4年12月末現在で8万4,514人（常勤換算77,927.5人）（暫定値）と初めて減少に転じた。

在宅や介護領域での看護職員の需要が高まっているほか、特定行為研修修了者、専門看護師や認定看護師などの専門性の高い看護師の養成確保が求められており、看護職員の安定的な確保対策が必要。

主な指標

- 人口10万人当たりの看護職員数（常勤換算）
1,722.7人
- 特定行為研修を修了した看護師の就業者数
550人
- 特定行為研修指定医療機関が所在する第三次医療圏数
6圏域

【看護職員就業者数の推移（年次・職種別）】（暫定値）



<主な施策>

- 看護職を志望する動機となるよう看護の魅力などを知る普及啓発や道内で就業する看護職員の安定的な確保に向けた看護職員養成所の運営支援等を実施。
- 就業定着・離職防止を図るため、院内保育所の運営支援や新人看護職員を対象に研修を実施する医療機関や訪問看護ステーションの取組を支援。
- 離職時の届出制度を有効に活用し、北海道ナースセンターによる復職支援やハローワークと連携した就業相談会の実施など再就業の促進。
- 訪問看護への就業促進に向けた研修の実施や特定行為研修の受講支援など領域偏在の解消に向けた人材の育成。
- 地域偏在の解消に向けて、地域応援ナースの派遣や修学資金の貸付け等の実施。

【看護職員の離職率推移】

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
看護職員	全 体	10.8%	10.6%	10.3%	11.1%	12.4%
	新卒採用看護職員	6.2%	5.5%	5.8%	9.3%	7.1%
一般労働者 男女計)		11.3%	11.4%	10.7%	11.1%	11.9%
医療福祉業 男女計)		15.5%	14.4%	14.2%	13.5%	15.3%

看護職員：北海道における看護職員需給状況調査報告書（北海道看護協会）

一般労働者・医療福祉業：雇用動向調査（厚生労働省）

第5節 その他の医療従事者

<現状・課題>

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の病院従事者数は、半数の圏域で全国平均を下回るなど、地域偏在が生じている。

<主な施策>

- 地域において不足する回復期機能（病床）を整備する医療機関における理学療法士等の確保や資質向上を図るための取組に対して支援
- 北海道栄養士会と連携し、「北海道管理栄養士・栄養士人材登録システム事業（兼北海道栄養士会栄養ケア・ステーション登録事業）」により、在宅療養支援に従事する管理栄養士・栄養士の登録を促進。
- 道立保健所が実施する多職種連携等を目的とする会議や関係団体等が実施する研修会等への参加を働きかけることにより、医療従事者間の情報共有や資質の向上を図る。

第6節 医療従事者の勤務環境改善

<現状・課題>

医師や看護職員をはじめとした医療従事者の確保を図るためには、労働時間の適切な管理、医療従事者の負担軽減、ワーク・ライフ・バランスの推進など、幅広い観点から医療機関が主体的に取り組むことが必要。

<主な施策>

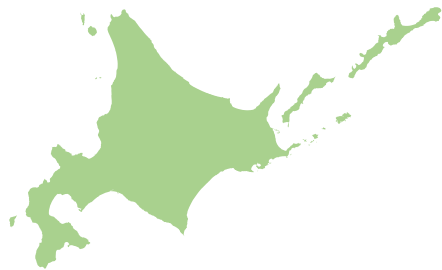
- 医療機関における主体的な勤務環境改善の取組を促進するため、北海道医療勤務環境改善支援センターにおいて総合相談窓口の機能を強化するとともに、個々の医療機関の課題やニーズに応じたきめ細かな支援に取り組む。
- 北海道医療勤務環境改善支援センターと北海道地域医師連携支援センター、医師会や北海道ナースセンター等との連携を強化し、勤務環境の改善と医療従事者の確保に向けた効果的な取組を推進。



その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

第 8 章

外来医療に係る医療提供体制の確保



第1節 基本的事項

- 趣旨
- 目指す姿
 - ・医療機関間の役割分担・連携を推進
 - ・医療機器の効率的な活用に向け、医療機器の共同利用の促進を目指す
- 対象区域
「第二次医療圏」と同じ21区域

第2節 患者及び病院等の状況

- 外来患者の受療動向
- 外来患者の病院・診療所別受診状況
- 診療所に従事する医師の状況（年代別医師数）
- 医療機器の保有状況
などのデータを記載

第3節 外来医師偏在指標の算定

- 算定方法
 - ・対象区域ごとに、外来医療機能の偏在・不足等を客観的に可視化する指標として「外来医師偏在指標」を算定
- 算定結果
 - ・札幌圏域のみ外来医師多数区域に設定
 - ・算定結果は、全国統一的に算出されるものであり、外来医師の過不足を示す絶対的な指標ではなく、参考的な指標として捉える。

第4節 医療機器の配置状況に関する指標の算定

- 算定方法
 - ・CT、MRI、PET、マンモグラフィ、放射線治療機器について、「調整人口当たり機器数」を算定
- 算定結果
 - ・地域医療構想調整会議等において医療機器の稼働状況や耐用年数等についての情報共有を図る。

第5節 必要な施策

- 具体的な施策
 - ・情報の整理・発信
外来機能報告の活用を含め、より有用なデータを検討・整理
 - ・地域における協議・取組の推進
新規開業の状況に関するフォローアップ
 - ・必要な外来医療機能等の確保に向けた支援
地域医療介護総合確保基金等を活用した支援
 - ・効率的な医療機器の活用
地域医療構想調整会議にて医療機器の共同利用計画を確認

第6節 計画の推進

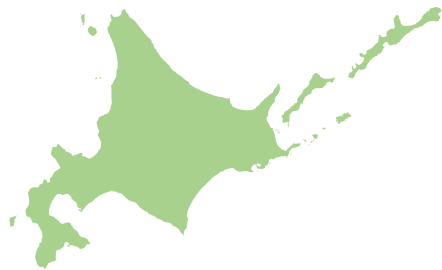
- 関係者の取組
 - ・医療機関の自主的な取組、医療機関や自治体による協議を通じた取組、
- 住民の理解促進のための情報発信
 - ・在宅医療等の推進の趣旨、かかりつけ医の重要性等、紹介受診重点医療機関の公表



その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

第9章

計画の推進と評価



第9章 計画の推進と評価

第1節 計画の周知と医療機能情報の公表

本計画の地域の医療機関に関する情報、医療に関する相談窓口の情報など、インターネットを活用して公表するほか、最寄りの保健所等で閲覧できるようにする。

第2節 計画を評価するための目標

5疾病・6事業及び在宅医療の12分野について、「良質かつ適切な医療を効率的、継続的に提供する体制」の確保に向けて、定量的な比較評価を行うことができるよう、目標を設定。

第3節 計画の推進方策

目標達成のための推進体制と関係者の役割について記載。

* 「道」「保健所」「保健医療福祉圏域連携推進会議」「地域医療構想調整会議」「医療提供者」「関係団体」「道民」

次期「北海道医療計画」の策定に向けたスケジュール

時期	内容
令和5年12月18日～ 令和6年1月17日	「地域説明会」の開催 *全道6か所（札幌、旭川、函館、帯広、釧路、北見）
令和6年2月上旬	北海道総合保健医療協議会における協議
2月下旬	北海道議会に計画（案）を報告
3月中旬～下旬	北海道医療審議会への諮問・答申
3月下旬	北海道告示
9月末	「地域推進方針」を21圏域で策定

地域説明会やパブリックコメントの結果等を踏まえ、計画（案）を作成